

平成25年(ワ)第38号等 「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故原状回復等請求事件等

原告 中島 孝 外

被告 国 外1名

意見陳述書

原状回復請求等について

2017(平成29)年3月21日

福島地方裁判所 第1民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 馬 奈 木 巖 太 郎

第1 はじめに — なぜ過失を重視してきたのか

この裁判において、原告らは、被告国と被告東京電力の過失を徹底して明らかにしてきました。とくに、本件原発事故に対する法的責任をとらない国について、過失を明らかにすることに力を注いできました。なぜ、国の責任をそこまで重視してきたのか。それは、原発が国策として推進されてきたからであり、にもかかわらず事故に対して国の誰も責任をとることをせず、被害に真摯に向き合っていないからであります。責任の明確化こそ、あるべき被害救済の前提となるものです。

これまでの審理を通じ、後に相代理人から詳しく述べられますが、国と東京電力の重大な過失、著しい怠りは十分に明らかにされました。

国と東京電力に法的責任があるということは、被害を償わなければならない法的義務があるということです。この裁判に即すれば、重大な過失という責任の重さに見合った救済、すなわち原状回復と慰謝料請求が認められ、その責任の重さが範囲や水準に反映されなければなりません。まずは、原状回復請求について述べます。

第2 原告らには原状回復を請求する権利があること

6年前のあの日。放射性物質が降ってきました。その物質は、人々のふるさとに、生活や生産、教育や憩いの場に降り注ぎ、大地のみならず、山や川、海を汚しました。飛散した地域は岩手県から西は静岡県にまで及び、その範囲の住民は全人口の4分の1から3分の1にも相当します。飛散した量も、東京電力によれば、3月12日から3月31日までの間に放出されたヨウ素131とセシウム137だけで90京ベクレルとされています。以来、原告はこの物質を1日も忘れたことがありません。いつ意識せずに済む日がくるのかもわかりません。

そもそも、人の生命・身体は、絶対的・不可侵的なものです。大人であれ、子どもであれ、誰しもが健康に影響を及ぼす放射性物質によって汚染されていない環境で生活をおくる権利をもっています。原告らが、飛散した放射性物質を受容し、その線量や影響を受忍しなければならない謂れはないのです。

第3 原状回復請求が認められなければならないこと

現在、放射性物質汚染対処特措法という法律に基づき、除染が進められています。「国政上の最重要課題の一つ」と位置づけられ、年間1ミリシーベルト以上の区域について、除染実施計画を立て、それに基づき実施されています。

注目されるべきは、この法律が、1ミリ以上の区域の除染費用を「原子力損害」だとしたうえで、除染にかかった費用を、東京電力に求償できるとしていることです。つまり、1ミリ以上の区域の除染費用について損害と認めているわけで、そうすると、少なくとも1ミリ以上については「違法」な状態だ、との評価を前提にしていることとなります。このことは、間接的な形とはいえ、実質的には、東京電力が、1ミリに至るまで原状回復措置を講じなければならない法的義務を負っている、ということの意味します。

ただし、この法律だけでは原状回復として十分ではありません。

まず、国は「原子力政策を推進してきたことに伴う社会的責任」を負うとされ

てますが、社会的責任を負うだけで済むはずがありません。国は東京電力とともに法的責任を負わなければなりません。原状回復措置を講じ、その負担を負う当然の責任があります。

次に、1ミリ以上を対象としてますが、これは事故前の線量の約6倍です。しかし、それを受忍しなければならない理由は全くありません。事故前の線量を目標としていないのも不十分です。

いまの状況は、原状回復がなされた状態からは、ほど遠いと言わざるを得ません。

第4 原告らの想い — なぜ原告らは原状回復を求めるのか

この裁判は、本件原発事故による被害の救済を求める裁判の中で最大の原告を擁しています。そうなったのは、この裁判が精神的苦痛による損害賠償請求のみならず、原状回復を請求の趣旨の第一に掲げていることと無関係ではありません。原状回復を心の底から求める人々がいかに多いか、ということです。

これまで公害訴訟や薬害訴訟などの集団訴訟において、健康被害を受けた被害者は、損害賠償の形をとりつつも、そこには「謝れ」「償え」「なくせ」という要求が込められていました。それらの要求は、被害者の「元の身体を返せ」という想いに支えられたものでもありました。また、それらの裁判の多くは、損害賠償とともに汚染原因物質の差止めも求めてきました。それは、汚染原因物質の差止めこそが健康被害や地域環境汚染といった被害の総体を根本的に解決させる方法だったからであり、その先の原状回復・再生につながる有効な手段だと認識されてきたからです。

この裁判の原告らも、全く同じ想いでいます。「金で済むものではない」「賠償が払われても元の生活は戻らない」「原発事故のない元のふるさとや生活を返せと言いたい」という言葉が自然な心情として語られます。原状回復請求は、こうした心情が法的確信として、権利として具体化されたものであり、個人の尊厳を基本価値とするわが国の法秩序において、十分に尊重されなければなりません。

原状回復請求が認められること——これは、原告らの心からの願いであり、被害者の当然の要求なのです。

以 上